議案第97号

西庁舎及び西2号庁舎他改修工事(建築)請負契約の締結について

西庁舎及び西2号庁舎他改修工事(建築)請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三田市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

三田市長 竹 内 英 昭

記

- 1 契約の名称 西庁舎及び西2号庁舎他改修工事(建築)請負契約の締結について
- 2 契約の金額 209,034,000円
- 3 契約の相手方和以貴・平尾創建経常建設共同企業体 代表者 西脇市富田町36番地和以貴建設株式会社

代表取締役 来 住 周 亮

西庁舎及び西2号庁舎他改修工事(建築)請負契約の締結について

- 1 工 事 場 所 三田市三輪地内
- 2 工 事 概 要
 - 工事建物

西 庁 舎 鉄骨造、地上3階建 延べ 980.48㎡

西2号庁舎 鉄骨造、地上3階建 延べ 1,477.58㎡

工 事 内 容 西庁舎及び西2号庁舎改修に係る建築工事 EV棟増築に係る建築及び昇降機設備工事

3 備 考 庁舎整備事業に伴い、西庁舎及び西2号庁舎の機能を見 直すための改修工事を実施する。